

# 令和4年度介護施設集団指導資料

北上市福祉部長寿介護課

電話：0197-72-8218

Mail:[choju@city.kitakami.iwate.jp](mailto:choju@city.kitakami.iwate.jp)

# 目次

- 1 令和3年度実地指導結果について
- 2 令和3年度介護給付費適正化事業結果について
- 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について(再周知)
- 4 事故報告通知及び様式について **【資料1】**
- 5 月割請求に係る参考資料及びフォームの活用について (再周知) **【資料2】**
- 6 マイナンバーカードを利用したぴったりサービスについて
- 7 令和4年度における介護サービス情報の報告及び公表について **【資料3】**

# 1-1 令和3年度実地指導結果について(その1)

## 1 概要

令和元年5月29日付老指発0529第1号「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」に則って実施した。

## 2 指導期間

令和3年11月11日（木）から11月30日（火）まで

## 3 実施事業所数 13事業所

認知症対応型共同生活（通所）介護	5施設
認知症対応型通所介護	2施設
地域密着型通所介護	2施設
地域密着型老人福祉施設入居者生活介護	2施設
小規模多機能型居宅介護	1施設
居宅介護支援事業所	1施設

## 4 全体の傾向

- ①各施設において、実務職員発の迅速な情報共有を工夫して行っている。継続願いたい。
- ②居宅支援専門員との情報共有の質や密度にばらつきが見られたことから、他事業所等と方法等について情報共有し、改善及び効率化を図られたい。
- ③家族や運営推進会議において写真等を活用し、以前よりも情報を出す努力をしている事業所と、そうでない事業所に分かれていた。

# 1-2 令和3年度実地指導結果について(その2)

## 4 文書指導（懸念部分のみ）

- ①個人情報関係書類を鍵付きのキャビネットへ保管すること。
- ②所在不明の書類が無いよう、保管整理体制を改善すること。
- ③身体拘束に係る理解不足があることから、研修及び記録の整備体制を早急に行うこと。
- ④記録が整備されていない箇所が散見されることから、体制を整備すること。

## 5 口頭指導（懸念部分のみ）

- ①非常用マニュアルについて、実際に運用しやすいようなものを作成すること。
- ②複数回の避難訓練を行う際、従業員がどちらかに参加し、漏れが無いよう配慮すること。
- ③包丁等の保管について、チャイルドロック等を活用し利用者が誤って手に取らないようにすること。
- ④身体拘束の研修が定期的の実施できていないことから、改めること。
- ⑤出勤簿を確認したところ、日単位で人員基準を下回っている日があった。  
提供する介護の質の担保及び従事者の負担を考慮し、平準化するよう留意されたい。

## 2-1 介護給付費適正化事業（給付費分析）結果について

### 1 実施経過

①令和3年9月5日：第1回完了。該当施設宛報告書送付。

②令和4年3月22日：第2回完了。該当施設宛報告書送付。

実施方法等の詳細については、別紙報告書のとおり。1回目と2回目の抽出条件は異なる。

### 2-1 結果の概要（1回目）

①過誤や不必要である可能性が高いものについて実施した。

②1回目の調査において妥当なサービスだと判断できないものについては、令和4年度においても継続的に確認し、必要に応じてケアプランを提出いただき、確認することを検討している。

### 2-2 結果の概要（2回目）

①サービスの偏りが多いもの及びサービスの提供回数が多いものと推定されるものについて実施した。

②居宅介護支援員と、サービス提供事業所の情報共有と協議内容の質について、ばらつきが見られた。

### 3 今後について

①チェック作業（広く浅く）と外部委託等により、ケアプラン点検（狭く深く）の積極的な実施を行い、適正化をさらに進めることを検討する。

②令和4年度及び5年度は、令和3年度と同等程度の実施を見込む。

## 2-2 介護給付費適正化事業（住宅改修等点検）結果について

### 1 実施期間

令和3年11月17日（水）から11月30日（火）まで

### 2 点検対象

①住宅改修 2件

②福祉用具貸与 3件

詳細については、別添資料のとおり（既報のとおり）。

### 3 結果の概要

①サービス検討手順及び提供内容はおおむね適切であった。

②一方で、利用頻度の低いものも見受けられた。状態像が変化した等の場合はやむを得ないと考えるが、それ以外の場合についてはサービス内容が使用者の状態像にマッチングしているかを分析し、サービス内容を検討いただきたい。

### 4 今後について

令和4年度は点検を10程度実施すること及び、令和3年度の点検項目を修正し実施する。

なお、実施時期は追って連絡する。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について(再周知)

#### 1 概要

市で介護事業所向けに実施している事業は次のとおり。申請漏れ等が無いように留意願いたい。

##### ①北上市在宅高齢者への介護サービス継続支援金

概要：同居家族が陽性者又は濃厚接触者となった場合に、訪問介護事業者へ支援金を交付する。

詳細：北上市のトップページで「介護サービス継続支援金」で検索

##### ②抗原検査キットの提供

概要：施設等で感染者等が発生し、保健所から一斉検査を求められた場合に、抗原検査キットを提供する。

申請方法：<https://logoform.jp/form/rtYq/66826> にて感染状況と併せ報告する（個数等は要協議）。

※また、医療用ガウン等が緊急的に不足する場合は相談いただきたいが、かかりまし経費については岩手県の「緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金」にて対応いただきたい。

##### ③北上市介護ロボット補助金（第2弾）

概要：接触機会の低減を目的として、4月に実施した同名の事業の第2弾を実施するもの。

詳細：北上市のトップページで「介護ロボット補助金」で検索

##### ④地域づくり組織・事業所間連携の推進

概要：新型コロナウイルス感染症対策や地震・水害等の災害に備えるため、介護事業所と地域づくり組織の連携強化・情報共有を促す必要があることから、協議体制の構築やビジネスチャットツールの導入を試行する。

## 4 事故報告通知及び様式について

### 1 令和3年度の事故報告の傾向について

- ① 令和3年度の事故件数が、令和2年度に比較して半減している。

特に顕著なのが認知症対応型共同生活介護施設での転倒による骨折件数、次に介護老人保健施設での転倒による骨折件数である。これについては、特に留意して対応いただいたと認識している。

一方で、原因不明の骨折は全体として5件増加している。これについては、注意していたとしても防ぐことが難しい事故も多いと認識しているが、この場合は事故後の迅速、適切な対応が肝要と考えられるため、引き続き留意して対応願いたい。

- ② 事業所によって、事故発生から報告までの期間にばらつきがみられる（再周知）。

事故発生後は迅速に報告いただくこととしているものの、担当者の失念や方針が決まらなかった等で報告が遅れる事例が散見される。通知を再度確認いただき、また相互確認により防ぐよう努めていただきたい。なお、方針が決まらずとも第一報を報告していただくようお願いしたい（なお、手段については、迅速に把握したいことと、報告事務簡素化の観点から、持参ではなく、Logoフォームでの提出をお願いしたい）。

### 2 事故報告の様式変更について（再周知）

- ① 令和3年3月19日付「介護保険施設等における事故の報告様式等について」にて、国より事故報告の様式が示されたところである。

- ② 今後の事故報告においては①を用いること。提出は、電子メールによる提出が望ましいとされているが、誤送信等のリスク回避のため、Logoフォームでの提出をお願いしたい。

URL:<https://logoform.jp/form/rtYq/91098>



## 5 月割請求に係る参考資料及びフォームの活用について（再周知）

### 1 月割請求にかかる参考資料について

#### ①概要

令和3年3月31日付で厚生労働省老健局より発出されている「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」内において、「月割包括報酬の日割り請求に係る適用」について示されている。これについては、事業所から市に対しての電話による問い合わせが多いことから、情報提供するもの。

#### ②その他

対象サービスと事由及び起算日について、表形式で示されていることから、参考にされたい。

### 2 フォームの活用について

#### 概要

省力化と安全性向上のため、長寿介護課宛の報告については、メール等に代わりフォームでの報告を第一にお願いしたい。なお、フォームは書類提出の他、研修等の出席報告にも使用できる。

URL: <https://logoform.jp/form/rtYq/91098>

使用が想定される例：事業所指定に関するもの、過誤申立書、事故報告書、運営推進会議に係るもの。

# 6 マイナンバーカードを利用したぴったりサービスについて

## 1 概要

令和4年4月から介護サービスの一部の手続きについて、マイナンバーカードを使ったオンライン申請ができるようになったもの。

## 2 オンライン申請ができるサービス

- ①要介護・要支援認定の申請
- ②要介護・要支援認定の更新申請
- ③要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請
- ④居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- ⑤介護保険負担割合証の再交付申請
- ⑥被保険者証の再交付申請
- ⑦高額介護（予防）サービス費の支給申請
- ⑧介護保険負担限度額認定申請
- ⑨居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- ⑩居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
- ⑪住所移転後の要介護・要支援認定申請

## 3 URL等

ぴったりサービスのリンク



## 7 令和4年度における介護サービス情報の報告及び公表について

### 1 概要

介護保険法第115条の35により、介護サービス事業者はその提供する介護サービスに係る介護サービス情報を都道府県知事に報告することを定められている。これについて、別添のとおり令和4年度の報告・計画・情報公開計画が岩手県知事より示されたことから、対応いただきたいもの。

### 2 岩手県のホームページURL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

### 3 令和4年度の既存事業所に対する調査の対象サービス

- ①（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ②居宅介護支援（盛岡、中部、宮古、久慈、二戸）
- ③介護医療院
- ④（介護予防）短期入所療養介護
- ⑤介護療養型医療施設

### 4 その他

詳細は、別添のチラシを参照のこと。